

別表(5) 入学検定料・学生納付金(第35条・第35条の2・第35条の3・第36条関係)

1. 入学検定料

納付金種別	金額
入学検定料	35,000円

入学検定料の減額に関することは、別に定める。

2. 学生納付金

(1) 入学金

第24条に規定する入学並びに第26条に規定する編入学及び転入学は300,000円とし、第25条に規定する再入学は150,000円とする。

(2) 授業料及び施設設備費

① 工学部

納付金種別	金額			
	1年次	2年次	3年次	4年次
授業料	890,000円	910,000円	930,000円	950,000円
施設設備費	315,000円	325,000円	335,000円	345,000円
計	1,205,000円	1,235,000円	1,265,000円	1,295,000円

② 情報学部

ア 情報システム学科及び情報デザイン学科

納付金種別	金額			
	1年次	2年次	3年次	4年次
授業料	890,000円	910,000円	930,000円	950,000円
施設設備費	315,000円	325,000円	335,000円	345,000円
計	1,205,000円	1,235,000円	1,265,000円	1,295,000円

イ 総合情報学科

納付金種別	金額			
	1年次	2年次	3年次	4年次
授業料	690,000円	710,000円	730,000円	750,000円
施設設備費	315,000円	325,000円	335,000円	345,000円
計	1,005,000円	1,035,000円	1,065,000円	1,095,000円

(3) その他諸納付金

① 復籍料

30,000 円とする。

② 学生納付金の特例

履修登録 1 単位あたり 40,000 円とする。

③ 休学時の在籍料

年額 60,000 円とする。

ただし、前期又は後期の休学を許可された場合の在籍料は、年額の 2 分の 1 とする。

④ 教職課程履修料

1 免許毎 18,000 円とする。